肥料価格言騰対策のごおんない。

半肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します

注) この内容は令和5年3月1日時点のものです。今後内容変更の可能性があります。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和の ため, 化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の 皆様の**肥料費を支援**します。

※出荷・販売実績のある農業者に限ります。

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(R4年の秋肥とR5年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金

当年の 肥料費 当年の肥料費:価格上昇率:使用量低減率

統計データ を基に決定 0.9

 \times 0.7

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- R4年秋肥(令和4年6月~10月に注文), R5年春肥(令和4年11月~令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
 - ・R4年秋肥とR5年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
 - ・注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
 - ・申請先以外の肥料販売店等で購入した場合は,該当する肥料の一覧表を作成し, 領収書等を添付してください。
- ② **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと (次のページのチェックシートで申告していただきます。)

農業者の皆様に記入いただくもの(表面)

(桂式第1号関係)

参考權式第2号(参加農業者用)

	_				
+1	是!	ш	4	_	
-177	≖.		ᄁ	_	-

|他の提出先: あり・なし

作付概要				
作物名	作付面積(ha)			
その他				
計	0			

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、 取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つに〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます。 2つとも継続して取り組む場合,1つ以上は,従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むことが必要です。 また,従来の取組の強化等「◎」に取組む場合は、具体的な内容を記載してください。

1. 実施する(してきた)取組メニューに「O」を付してください。

2. 「夕」の取組以外は「令和4年度又は令和5年度の取組」には,実施する取組メニューが2つ以上必要です。 そのうち1つ 以上は,新しい取組,従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

min de	前年展までの	令和 4年度又は令和5年度の歌揺		
■ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	聚扭	取担	備考(強化・拡大の具体的な内容)	
ア 土壌診断による施肥設計	\circ	0		
イ 生育診断による施肥設計				
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入				
エ 堆肥の利用	~° O .>	0		
才 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)				
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)				
キ 有機質肥料(指定温合肥料等を含む)の利用				
ク 緑肥作物の利用				
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用				
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用				
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)				
シ 局所施肥(側条施肥,うね立て同時施肥,灌注施肥等) の利用				
ス 育苗箱(ボ・小苗)施肥の利用				
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに係るものを除く。)				
ソ 地域特認技術の利用()				
タ 既に一定以上の肥料低減実績あり()				

(注)当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月~10月、春用肥料については令和4年11月~令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。

なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

また,提出先以外で購入した肥料の根拠資料(領収書等)も提出する際は,別添の様式に

当該肥料を取りまとめて提出すること。

次のページで、誓約事項をご確認ください。

【取組メニューの記入例】

前年度までの取組がない方

		前年度ま での取組	令和4年 度又は令 和5年度 の取組
ア	土壌診断による施肥設計		0
1	生育診断による施肥設計		
ゥ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
т	堆肥の利用		
才	下水汚泥の利用		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
+	有機質肥料(指定混合等を含む)の利用		0
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
П	低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
Ħ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し(ア〜ス除く)		
У	地域特認技術の利用		

前年度までに1つ取組を行っており、新しく1つ 取組を行う方

		前年度までの取組	令和4年 度又は令 和5年度 の取組
ア	土壌診断による施肥設計	0	0
1	生育診断による施肥設計		
ゥ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
才	下水汚泥の利用		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
+	有機質肥料(指定混合等を含む)の利用		0
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
п	低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
Ħ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
t	施肥量・肥料銘柄の見直し(ア〜ス除く)		
У	地域特認技術の利用		

【取組メニューの記入例】

前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化(調査点数の拡大)する方

			度ま 取組	令和4年 度又は令 和5年度 の取組
ア	土壌診断による施肥設計	0		0
1	生育診断による施肥設計			/ [_
ゥ	地域の低投入型の施肥設計の導入			点数を
Н	堆肥の利用	拡大		
オ	下水汚泥の利用			
カ	食品残渣など国内資源の利用			
+	有機質肥料(指定混合等を含む)の利用	0		0
ク	緑肥作物の利用			
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用			
П	低成分肥料(単肥配合を含む)の利用			
Ħ	可変施肥機の利用			
シ	局所施肥の利用	り利用		
ス	育苗箱(ポット苗)施肥の利用	苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し(ア〜ス除く)			
ソ	地域特認技術の利用			

前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化(有機質肥料割合の拡大)する方

		前年での		令和4年 度又は令 和5年度 の取組
ア	土壌診断による施肥設計)	0
1	生育診断による施肥設計			
ゥ	地域の低投入型の施肥設計の導入			
エ	堆肥の利用			
オ	下水汚泥の利用			
カ	食品残渣など国内資源の利用			
+	有機質肥料(指定混合等を含む)の利用	0		0
ク	緑肥作物の利用			
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用			質肥料 用割合
П	低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		を増え	
Ħ	可変施肥機の利用			
シ	局所施肥の利用			
ス	育苗箱(ポット苗)施肥の利用			
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し(ア〜ス除く)			
ソ	地域特認技術の利用			

農業者の皆様に記入いただくもの(裏面)

私は記載の誓約事項を確認し, 内容について確約します。

(※以下,不要の場合は削除する。)

また,支援金の交付に際し,取組実施者が交付額から振込手数料を控除することを承諾します。

誓約事項

1. 添付した領収書等に記 確実に購入し, 自らの島	載の肥料は令和4年秋肥又は令和5年春肥として 皇業生産に使用します。
2. 本計画書, 実績報告書 関係機関で共有するこ	及びその他の提出書類について,必要に応じて とを承諾します。
3. 本事業に係る報告や立 求められた場合は応じる	入り調査について, 事業実施主体等から協力を ます。
	記できる書類等の証拠書類について,支援金の 年度から5年間保管し,事業実施主体等から求め け。
5. 以下の場合には支援金 異存ありません。	を返還すること,又は,交付されないことについて
	他の提出書類において,虚偽の内容を申請した
イ 正当な理由がなく, 判明した場合	本計画書に記載した取組を実施していないことが
※チェック欄にチェックをした上で,署	名してください

氏名(自署)

※法人の場合は、代表者の氏名

誓約事項をご確認頂き,ご署名をお願いします。



農業者の皆様に<u>作成</u>いただくもの

領収書等の

購入場所

購入金額

数量

I品規格 (無)

(kg, 極

銘柄

 \prec 書

派行





申請先以外の販売店で購入した肥料 については,こちらの一覧表を作成し, 該当する肥料の領収書等を添付して, 取組実施者(JA又は,肥料販売事業者

等)へ申し込んでください。 なお, 申込みにあたっては, 取組実施 者へご相談ください。

また,肥料法に基づく登録のあるもの が対象です。

この一覧に記載する肥料の登録確認 は生産者が行ってください。



覧表

購入肥料(当用買い)ー

住所

電話番号

氏名(法人·維織名)

注文によらず購入した(ホームセンターでの購入等)肥料の一覧を記載してください。

0

盂 ⟨□ 枠が足りない場合は適宜追加してください。 0

記載した内容が確認できる領収書等を添付すること。

N

(様式第1号関係) 参考様式第2号別添(参加農業者用)

申請方法

- 1 <mark>肥料を購入した農協,肥料販売店(取組実施者)</mark>へ次のとおり 申請してください。
 - ① 農協で購入した肥料分については、農協へ申請
 - ② 肥料販売店等で購入した肥料分については、購入先へ申請なお、取組実施者が取りまとめる農業者は、5戸以上が必要です。
- 2 申請時に必要な書類などは次のとおりです。 申請する取組実施者ごとに作成してください。



- ① 化学肥料低減計画書(参考様式第2号)
- ② 注文票と領収書(領収書が無い場合は,請求書でも可)
- ③ 申請先以外で購入した肥料の一覧表(領収書等を添付)

※申請先以外で購入した肥料の申請については,申請する農協,または,肥料販売店等へご相談ください。

スケジュール

今後のスケジュールは,以下のとおり予定しています。 このスケジュールに合わせて取組実施者がそれぞれ締切を設定して いますので,申請予定の取組実施者へご相談ください。

- ○第1次募集(R4秋肥)は終了しました。 なお,未申請分の秋肥については,次の募集でも引き続き申請を 受け付けます。
- ○第2次募集(R4秋肥, R5春肥)
 - ・取組実施者からの申請
 - ・取組実施者への支援金の交付 令和
- ○第3次募集(R4秋肥, R5春肥)
 - ・取組実施者からの申請
 - ・取組実施者への支援金の交付
- ○第4次募集(R4秋肥, R5春肥)
 - ・取組実施者からの申請
 - ・取組実施者への支援金の交付

令和5年4月以降

令和5年7月ごろ

令和5年6月以降令和5年8月ごろ

令和5年7月以降令和5年9月ごろ



答え



化学肥料が足りなく なるということを聞 いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により **当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も,調達状況を注視して,肥料の安定供給に取り組んでまいります。

2

化学肥料の使用量を 実際に2割減らすこ とが支援の要件です か。

- ・ 化学肥料の低減に向けた取組メニューのうち, 2つ以上行っていただければ支援対象となります。
- 選択された取組について,適切にフォローしていきます。

8

既に化学肥料の低減 に取り組んでいるた め, 更に低減するこ とは難しい。

- 既に取り組んでいるものもカウントします。
- その際は、既に行っている取組の拡大や改善、又は、 新たな取り組みを1つ以上行ってください。

4

低減に向けた取組を したいが,準備が必 要なのですぐには行 えない。

- 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいた だければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組 は、期間内に取組に着手していただければ結構です。

6

いつ頃までに申請すれば良いですか。 また,いつ頃支援を 受けられますか。

- 基本的に 秋肥,春肥でそれぞれまとめて申請してく ださい。
- ・ 秋肥について、<mark>早めに申請いただければ、</mark>できるだけ年内に支払えるようにします。

6

領収書の提出が間に 合わない場合はどう すれば良いですか。

- ・ <mark>領収書</mark>が間に合わない場合は,<mark>請求書</mark>を提出いた だければ,支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

お問い合わせ先

広島県農林水産局農業経営発展課 水田フル活用グループ TEL 082-513-3557(直通) Email noukeiei@pref.hiroshima.lg.jp